

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和4年3月17日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

「リバウンド警戒期間における取組 (案)」について

3 審議会の意見等

「リバウンド警戒期間における取組 (案)」については、妥当である。

(猪口会長)

2022年3月17日モニタリング会議で、新規陽性者数の7日間平均は、前回3月9日時点の9,379人/日から、3月16日時点で8,093人/日に減少していることが示された。増加比は2月16日以降1.0を下回っており、以降継続的に新規陽性者数は減少している。新型コロナ感染者用病床使用率は継続的に減少しており、3月9日で44.9%となり3月16日時点で37.5%まで減少している。国基準の重症病床使用率は第6波において一度も50%を超えておらず、2月23日の48.4%をピークに現在34.3%まで減少してきている。以上からまん延防止等措置の延長をして社会生活に強い規制をかけ続けるほどの感染状況でも医療提供体制のひっ迫もなくなってきた。

しかしながら、オミクロン株のBA1系統がBA2系統に置き換わりによる感染の再拡大が懸念される現状において、一気に新型コロナウイルス感染症以前のような感染防御を意識しない社会生活に戻ることは非常に危険である。また通常医療は救急医療を中心にいまだひっ迫をしており、再拡大によって医療に負荷がかかることは避けなければならない。そこで、3回目ワクチン接種がある程度進むと考えられる令和4年3月22日(火曜日)0時から4月24日(日曜日)24時までの期間、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、都民・事業者に対して感染対策の継続を要請することは必要なことと考える。要請の内容についてもこれまでの対策を踏襲し

たものであるため都民にとってわかりやすいものであると思う。以上よりリバウンド警戒期間における取組（案）は適と考える。

（太田委員）

リバウンド警戒期間における取組案に賛成する。

減少傾向にあるとはいえ、未だ高水準の新規感染者数が発生しており、再拡大への懸念が払しょくされたわけではない。かかる状況下、まん延防止等重点措置の終了後も、引き続き都民ならびに事業者の方々に感染抑制に向けた取り組みをお願いすることは極めて重要である。

混雑をさげ、会食は少人数・短時間、また人と人との距離は確保するなど、基本的な感染対策の徹底が今もなお求められている。また会食やイベントなどにおいて、ワクチン接種歴や検査結果を確認し、感染の封じ込めを図ることも有効だろう。

感染者数は減少しているが、コロナウイルスが消滅したわけではない。今もなおコロナ禍での日常生活であることを改めて認識し、各個人に責任ある行動を促す必要がある。その意味において、リバウンド警戒期間の設定ならびに各種取り組みの呼びかけ（協力要請）は理にかなったものと言えよう。

（大曲委員）

審議事項に賛成する。

（紙子委員）

1. 諮問の取組案について、感染再拡大の警戒を続ける期間との位置づけは適切であると考え。具体的な取組案として、都民や飲食店に対する会食の際の協力要請を続けるという点、これまでと同様の3密状況の回避やガイドライン遵守施設の利用への協力依頼、感染に不安を感じる方への検査の要請等の継続について、賛成である。

国の定める重点措置の解除基準を満たしていることから、措置が終了するとしても、現状で、都のモニタリング会議における報告によれば、医療提供体制の逼迫が継続しており、一般病床の入院や救急患者の受け入れに困難な状況が続いている。10代以下の患者が多いとはいえ、20代から40代の感染者数も依然多く、会食などのリスクの高い場面での感染防止対策をとる必要がある。これから年度末の人の交流・移動が多い時期を迎え、オミクロン株 BA.2 への置き換えの拡大も懸念される。

以上のような理由より、重点措置が終了した後も、都民に向けて混雑を避けた行動や飲食店利用の際に少人数・短時間を要請すること、事業者と飲食店に向けて少人数・短時間の協力を依頼すること等の本取組案は、適切であると考

える。

2. なお、今般新しく示された事業者に対する、飲食、旅行やイベント時の「ワクチン接種歴や検査結果確認の推奨」に関して、基本的に賛成であるが、現時点で少し注意すべきと思われる点について、小見を述べる。国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の中間とりまとめでは、「不当な差別的取り扱いにならないよう留意することが必要」とされており、現場の事業者にとって、どのような行為が「不当な差別」か、不安を感じることもあると思われる。この点、たとえば①感染歴や接種歴等の個人情報厳重に管理すること、②ワクチン未接種で検査結果陰性の場合に、既接種者と比べて過剰な不利益扱いをしないこと（感染予防策は皆がとる必要がある）、などの留意を促すことが考えられる。
3. 最後に、取組案とは別の点について、多数の方がオミクロン株に感染した現在、感染後の情報提供にも力を入れていく必要があると考える。感染から回復した方はどの程度の間隔で追加接種を受けることがよいのか、後遺症の不安があるときの相談先・受診先等について、報道・広報等を見るにまだ都民にとっては情報が不足しているように思われる。

(濱田委員)

東京都では第6波の発生にともない「まん延防止等重点措置」を2022年1月21日から実施している。その効果もあり、感染者数は減少し、医療のひっ迫状況も改善してきた。このため、期限となる3月21日までには同措置の解除が可能であると考えられる。しかしながら、東京都の感染者数は現在でも日に1万人前後あり、第6波が収束したわけではない。さらに、年度替わりの時期で飲食や集会の機会などが増えることや、オミクロン株の中でも感染力の強いBA.2が増加傾向にあることなどから、流行の再燃も危惧されている。こうした状況下、措置の解除後に「リバウンド警戒期間」として、今回の審議対象である各種取組を行うことは妥当な対応であると考えられる。